



カジノ関連法の廃止を

コロナ禍での政府の対策は、「Go Toトラベル」、「Go Toイート」等、経済対策が優先され、他方、非正規労働者等の解雇・雇い止めが多発して、国民、市民の命や生活が不安にされていると言えます。自殺、特に女性の自殺の急増に顕著に表れています。さらに、コロナ後の経済対策の目玉とされるのがカジノ推進といわれています。本稿では、菅首相の地元横浜でのカジノ誘致及び反対の動きについて住民自治の観点から述べることにします。

▼カジノ解禁に反対

2018年7月22日、カジノ解禁法(特定複合観光施設区域整備法)が成立し、日本における民間賭博の解禁が進みかねない状況にあることは皆さんもご承知のところでしょう。

私は、全国カジノ賭博場設置反対連絡協議会の代表幹事を務め、反対運動を行ってきました。

▼菅首相によるコロナ禍でもカジノ推進

2020年12月14日、政府は、コロナの感染拡大から大きな批判を浴びた「Go Toトラベル」の一時停止に追い込まれました。しかし、4日後の18日、感染症対策及び不正防止の観点から業者との接触要件等を定めた基本方針を決定し、あくまでもカジノ推進に固執する姿勢をとり続けています。

菅首相は同基本方針の決定に合わせ、「IRの整備は、わが国を観光先進国としていくための重要な取り組みだ。」と述べたといいます。菅首相の本音について、『IR(カジノを含む統合型リゾート施設)は横浜に呼べたらいいなあ』。菅氏に近いある地方議員は、首相就任後の菅氏と面会した際、初めて本人の口からIR誘致への熱意を聞いたと明かす。(2020年12月24日東京新聞)と報道されている通り、国のトップが地元への誘致にこだわっていると言うことです。

横浜市議会は本年1月8日の本会議で、IR誘致の是非を問う住民投票条例案を自民、公明両会派の反対多数で否決しました。菅首相への忖度のもとで、IR誘致反対の住民の意思が全く無視されたと言えます。

▼横浜での住民投票を求める動き

そもそも、2017年7月に実施された横浜市長選においては3期目を目指す林文子市長は、IR誘致については「白紙」として市長選の争点隠しをしていました。ところが、2019年8月22日、突如、山下埠頭への誘致を表明しました。多くの市民に

とっては裏切りであり、理不尽と映ったと言っていいでしょう。世論調査でもIR誘致の賛否では賛成23%、反対67%(2020年6月神奈川新聞)、反対理由は「カジノが横浜のイメージにそぐわない」「他の政策を優先させるべき」「ギャンブル依存症になる人が増えそう」「治安の悪化が不安」となっています。

「カジノの是非を決める横浜市民の会」が2020年9月4日から11月4日まで法定数(選挙民の50分の1)の3倍を上回る約19万3千人分の署名を集め、条例制定を直接請求していたのです。

▼住民自治と住民投票条例直接請求について

住民投票について、憲法95条(特別法の住民投票)では、「一の地方自治体のみに適応される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定できない」と定められています。カジノ解禁法では、誘致自治体の議会の同意は不可欠としながら、住民投票までは求めていません。しかし、横浜における住民投票条例制定の動きは、憲法の趣旨にも沿うものと言えます。カジノの誘致を決めるのはあくまでもそこに暮らす住民の意思によらなければなりません。

また、地方自治法74条は、選挙権を有する者、すなわち住民が条例の制定または改廃の請求をすることが出来ると定めています。首長選や議員選挙時に争点となっていない事項について、白紙委任したことにならないことから間接民主制と両立する制度と言われています。

横浜の市民団体による条例制定の直接請求は正しく、林市長が「白紙」としてカジノ誘致を争点から回避しながら、誘致に態度を豹変させたことによるもので、住民投票条例直接請求の制度趣旨に沿うものです。

他方、横浜市議会で否決されたように、条例制定の成否は議会の勢力によることになり、その限界が今回でも明らかとなりました。

しかし、住民投票条例直接請求の運動を過小評価する必要はないでしょう。前述の世論調査結果、今回の直接請求に向けた署名活動に示された横浜市民の意思は、本年8月までに行われる横浜市長選挙で、「カジノ招致の是非」を最大の争点へと引き上げたものであり、「住民自治」を発揮する最大のチャンスを市民運動が作ったのです。

今年は選挙イヤー、国政選挙、横浜市長選挙に注目です。(弁護士(仙台弁護士会) 新里宏二)